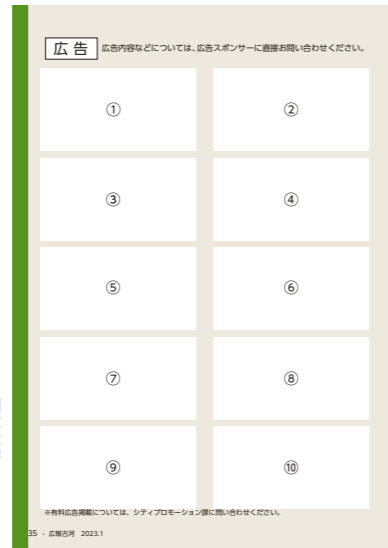


自社のPRに活用を！ 広報古河に有料広告を掲載しませんか

令和5年4月から広報古河に企業広告を掲載する事業者を募集します。掲載場所のイメージは下図の通りです。

- 発行部数 47,000部/月、年12回発行
- 掲載場所 お知らせページ最終ページ
- 募集枠 10枠(多数抽選)
- 規格 1枠：縦4.5cm×横8.5cm(フルカラー)
- 費用 1枠：30,000円/月(税込)
※12カ月分一括納付する場合は1割引きになります。
- 掲載期間 連続した3・6・9・12カ月
- 申込期限 1月31日(火)
- ※申込書は市ホームページからダウンロード可。
- 申込・問 ☎シティプロモーション課
(〒306-0291下大野2248)Tel.92-3111



市公式アプリ「コガノイロ」の運用終了

運用終了と同時に、アプリ内機能「子育て日記帳」に保存されているデータの閲覧ができなくなりますので、内容を書き出すなどの対応をお願いします。

今後は、古河市LINE公式アカウントで新型コロナウイルス感染症や災害関連の緊急情報をはじめ、市政情報やイベント情報について発信していきます。ぜひ、友だち登録をお願いします。

運用終了日 **3月31日**(金)

問 ☎シティプロモーション課
Tel.92-3111

古河市LINE公式アカウントの登録はこちら



古河まぐらがの里・花桃ウォーク

日時 **3月25日**(土) 7時30分

スタート・ゴール 古河福祉の森会館

費用

受付区分	市内在住・在勤・在学および下記居住者 ^{※1}	左記以外の居住者
一般	1,000円	2,000円
中学生以下	無料 ^{※2}	
障害者手帳所持者	無料 ^{※2} (申込時に手帳を提示してください)	

※1：坂東市・五霞町・境町・加須市・板倉町・栃木市・小山市・野木町・さくら市・大野市・真室川町の居住者。
※2：障害者手帳所持者の付添人、小中学生の引率者(小中学校教職員、放課後児童クラブ支援員、スポーツ少年団指導者等)は無料。

- コース ①21km(渡良瀬遊水地コース)
②8km(歴史と美術館コース)

申込 1月12日(木)～2月28日(火)にエイブルスポーツ交流センター、イーエスはなもも体育館、三和健康ふれあいスポーツセンターのいずれかで、指定の申込書に費用を添えて申し込み(受付時間：9時～17時)☎
※申込書は各申込場所にあります。市ホームページからもダウンロード可。

問 第24回古河まぐらがの里・花桃ウォーク実行委員会(☎スポーツ振興課内)Tel.22-5111



令和5年度 県民交通災害共済の加入受け付けを開始します

この共済に加入すると、交通事故で死傷した人に見舞金が給付されます(通院・入院3日目から)。また、出張窓口での受け付けも行います。費用を持参の上、申し込みください。

受付開始日 **2月1日**(水)

受付時間 8時30分～17時15分

対象 市内在住の人

共済期間 4月1日～令和6年3月31日まで

※途中加入の場合は、申し込みの翌日から令和6年3月31日まで。

費用 一般：900円、中学生以下：500円

※9月30日以降に加入した場合は半額。

- 種類と支給額
- ・死亡見舞金：100万円
 - ・身障見舞金：50万円
 - ・傷害見舞金：2～30万円

申込場所 ☎交通防犯課、☎市民総合窓口室

申込方法 申込場所にある申込書を記入の上、費用を添えて申し込み☎

問 ☎交通防犯課Tel.92-3111



出張受け付け窓口

期日	時間	場所
2月3日(金)	9時30分～15時	古河断熱東公民館
2月10日(金)		ヤクルトはなももプラザ
2月16日(木)		野本電設工業コスモスプラザ
2月21日(火)・22日(水)		古河福祉の森会館
2月27日(月)		つつみ館

茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食品等の物価高騰の影響などに直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。

支給額 児童1人当たり一律**5**万円

対象

【ひとり親世帯】

●令和4年9月分の児童扶養手当受給者(申請不要)

※11月18日に支給済み。

●公的年金等受給者で令和4年9月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(要申請)

※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人のみ。

●新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が児童扶養手当の受給対象となる水準に下がった人(要申請)

【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯】

●令和4年9月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者(公務員を除く)で令和4年度住民税均等割が

非課税の人(申請不要)

※11月18日に支給済み。

●令和4年10月分～令和5年3月分の児童手当(公務員を除く)・特別児童扶養手当の新規受給者で令和4年度住民税均等割が非課税の人(申請不要)

●高校生相当の児童(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)のみを養育しており、令和4年度住民税均等割が非課税の人(要申請)

●新型コロナウイルス感染症の影響で収入が住民税非課税相当になった人(要申請)

申込期限 2月28日(火)☎

申込・問 ☎子ども福祉課(〒306-0291下大野2248)Tel.92-3111